



第16号 柴田町農業委員会だより

令和6年10月1日発行

編集・発行：柴田町農業委員会事務局

☎0224-55-2117

農地パトロールを実施しました

遊休農地の実態把握と発生抑制、農地の違反転用発生防止のため、毎年、町内全地域において農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。今年度はGPS機能付タブレットを活用して7月～8月に遊休農地等の調査を実施しました。調査の結果、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地については、農地法第32条第1項の規定に基づく「利用意向調査」を所有者本人に行っています。



地域計画を策定します

農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正により、これまでの人・農地プランから名称が変わり今年度中の地域計画策定が義務付けられました。高齢化や、人口減少の進行により、農業者が減少していく中で耕作放棄地が増加しないよう、10年後の地域における農地利用の姿を示した地域計画（目標地図）を地域の話合いにより作成し、公表します。

また、地域計画策定後の農地の賃貸借契約については、地域ごとの目標地図の実現に向けて農地中間管理機構を介した賃貸借に1本化されます。（農業委員会を介した農用地利用集積計画による賃貸借は廃止となりますが、農地法第3条に基づいて農業委員会の許可を受ける権利設定を行うことは引き続き可能です。）

農地の適正管理についてのお願い

農地を管理されないまま放置されますと、雑草の繁茂、病害虫の発生、場合によっては不法投棄や放火の原因となり、近隣農地の営農や地域住民に迷惑をかけることになりかねません。

休耕される場合でも定期的な草刈や耕耘を行い、農地を適正に管理されますようお願いいたします。

みんなで農地を守っていきましょう！！



農業委員会に申請・届出が必要な主なもの

農地法第3条申請 (農地の売買・貸借等)	農地を農地として「売買」「贈与」「貸借」する場合
農地法第4条申請 (農地の転用)	自己所有の農地を、農地以外のもの(住宅、駐車場など)に転用する場合
農地法第5条申請 (権利移動の伴う農地の転用)	農地を農地以外のもの(住宅、駐車場など)に転用する場合で、農地の権利移動(売買、貸借など)を伴うもの
農地の相続等の届出 (農地法第3条の3第1項)	相続などにより、新たに農地を取得した場合
農地の現状変更届出	農地の現状変更(盛土、客土、削土など)を行う場合

※申請書・届出書の様式は、柴田町ホームページをご覧ください。

相続登記が義務化されました

相続登記が長年なされず、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や、公共工事の阻害など社会問題となっています。そうした問題解決のため、令和6年4月1日からこれまで任意だった不動産(土地・建物)の相続登記が義務化されました。相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務となりますので、早めに登記の申請を行ってください。詳しくは、最寄りの法務局へご相談ください。



全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は、1952年(昭和27年)に創刊され、70年以上発行されている農業専門誌です。全国農業新聞に関するお申込み、お問い合わせは、農業委員会(☎55-2117)までお願いいたします。



- ・月4回毎週金曜日発行
- ・購読料 月700円(税込)

農業者年金に加入しませんか

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受ける年金額が決まる積立方式・確定拠出型の年金であり、主に下記の要件を満たす方は誰でも加入が可能です。

- ・年間60日以上農業に従事
- ・国民年金第1号被保険者
- ・20歳以上60歳未満



(詳細については、農業委員会、JAまでお問合せください。)